

第 1 1 回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

平成 2 0 年 6 月 5 日 (木)
午後 2 時 3 0 分から
ラフレさいたま 5 階 桃の間 I

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) (仮称) さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業
に係る環境影響評価調査計画書について

(2) その他

4 閉 会

傍聴者用

第11回さいたま市環境影響評価技術審議会席次表

日時 平成20年6月5日(木)
午後2時30分から
ラフレさいたま 5階 桃の間1

坂本会長

町田副会長

勝野委員

川上委員

河村委員

小松委員

篠崎委員

濱野委員

渡辺委員

議事録者

事務局

都市計画
決定権者

事業者

事業者
(コンサルタント)

記者席

傍聴席

第11回

さいたま市環境影響評価技術審議会

平成20年6月5日（木）

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

○事務局 : (開会)

○宮川部長 : (挨拶)

○事務局 : (出席者紹介及び配布資料確認)

それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定によりまして、議長となります坂本会長に以降の進行をよろしくお願いしたいと思います。

○坂本会長 : それでは、本日の議事に先立ちまして、会議の出席者数について確認をします。
事務局から報告をお願いします。

○事務局 : 本日の会議は、委員総数14名のうち9名のご出席をいただいております、審議会規則第3条の規定により、本会議が成立していることを報告します。

○坂本会長 : これから議事に入るが、傍聴希望者はいますか。

○事務局 : 傍聴希望者は来ていません。

○坂本会長 : 議事の1点目ですが、(仮称)さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業について、初めに環境影響評価調査計画書について事務局から説明をお願いします。

○事務局 : 初めに事業概要について、本計画書の中にも事業概要の記載がありますが、別途資料を用意しています。事業概要については区画整理支援課から説明します。

○都決者 : (事業概要説明)

○事務局 : 先に調査計画書の内容について説明してよろしいですか。

○事務局 : (調査計画書説明)

○事業者 : (資料2について説明)

○坂本会長 : それでは、委員会の審議結果について町田委員長から報告をお願いします。

○町田委員 : 委員会での審議結果について報告します。

本委員会は、建設工学の久保田尚先生、環境工学の小松登志子先生、都市計画の篠崎道彦先生、造園樹木学の濱野周泰先生、環境保健学の渡辺征夫先生、私で審議しました。第1回委員会として3月11日に現地視察を、第2回は5月29日に行っています。現地の調査結果と審議の結果をまとめ、委員会の意見として資料3にとりまとめたので報告します。(以下資料3説明)

○坂本会長 : 事務局からの説明及び町田委員長から報告いただいたが、これについて、質問、意見はありますか。

○河村委員：資料1、3pの位置図において、今回の地域と市13と記載されている箇所についてですが、一部計画から外れている地域があるのですか。

○町田委員：学校のところですか。

○河村委員：はい。

○町田委員：東部区画整理事業とその間の箇所か。学校があります。

○都決者：ご指摘の箇所については、設計概要図（案）をご覧ください。ここにマンションと島小学校が入っており、その区域が抜けている区域になります。ただ、今回区画整理事業については、この島小学校も含めまして実施区域の予定です。

○河村委員：26p沈降試験を実施するという記載があるが、試験結果の活用の仕方として、もし仮に沈降しにくいものがある場合は、かなり広い沈殿池等を設けるなどの対応をするのですか（1点目）。9pで残土はエリアから出ないというが、仮に土壌が汚染されていた場合はそうはいかない。何らかの対応をすべきだと思いますがどうですか（2点目）。コミュニティーに関してですが、学校等がエリア内にあるのですか、また、それはコミュニティー扱いにするのですか（3点目）。

その3点についてお聞きしたい。

○坂本会長：それでは、事務局もしくは事業者どちらで回答しますか。

○事務局：では、3点目については事務局から。学校は、コミュニティー施設には、さいたま市環境影響評価条例の場合は該当しません。ただ、環境配慮すべき施設となります。

○河村委員：このエリアには小学校、中学校などはありますか。

○事務局：あります。島小学校と、あと幼稚園が1カ所ずつ。

○河村委員：その場所をコミュニティーと同じような扱いができないのですか。

○事務局：実際に小学校や幼稚園がコミュニティーの場になっているということもあり得ないことではないと思うので、その辺も含めて調査は必要だと思います。

○河村委員：仮にコミュニティーとして使われていなくても、小中学校や幼稚園を拡大解釈で含めることはできないのですか。

○事務局：その場合は含めていません。

○河村委員：枠に入っていないが、検討したほうがいいのではないかと危惧されますが。

○事務局：環境上配慮が必要な施設であることは間違いないので、それぞれの各論で、影響について評価させていただきたいと考えています。

○坂本会長：汚染土壌についてはいかがですか。

○事業者：土壌の調査により汚染が判明した場合は、場合によるが囲い込みで封じ込めてしまうか、若しくは基本的に搬出してしまうのかは結果によって変わるので、調査の結果により判断したいと考えています。

○河村委員：残土は域外に出さないと記載するのが正確だと思うが、どうですか。残土を発生しないという計画になっているが、言い切っているのでしょうか。

○事業者：計画として言い切ってしまうのは、ちょっと難しい問題があります。

○都決者：計画書の残土の箇所は、汚染土壌については考慮していませんが、実際に汚染土壌が発生した場合、当然環境への影響がないような処理の仕方を検討していきます。恐らくさいたま市としてもそういうことになるかと思えます。

○事業者：それから、沈降試験の結果についてですが、試験結果を用いて工事中の汚水や濁水がどの程度で沈降して、どれだけの時間を置くぐらいの水をためるための施設を整備すべきか、ということで試験を行います。

○河村委員：沈殿のための池のような必要なスペースはとれるのですか。

○事業者：そのような方向で対応させていただきます。

○勝野委員：本計画書には現地の全体のスケールが少ないので、準備書ではより2,000分の1ぐらいの具体的な図面をできるだけきちっと示してもらいたい。この地域、私は実際には見ていないので違うことを言うかもしれませんが、先ほど部長がおっしゃった地域特性を生かした環境に配慮した新しい土地区画整理事業をやっていくという姿勢に基づいて、この地域の自然緑地と保全緑地というのは、きちっとすべきではないのかと思います。特にこの委員会で、緑の量という点も顧みられて追加されていますが、高木のような屋敷林があれば、その緑の質をここでは特に十分問うべきだと思います。

私は以前、美園で屋敷林を全部調査したことがありますが、非常に重要な地域の特性を持っているものである。よって、ここの8地区、自然緑地を入れて9地区あるが、その中身をきちっとこの植物の中で調査して欲しい。それが保全すべき種、あるいは群落に入るのかどうか。ぜひその点について入れていくべきではないか。

それからもう一つ、資料2の中で説明された「指定緑地の取り扱いについて」公園などに振り換えながら換地の中で保全するように努めるとありますが、それぞ

れの面積全部の合計が約**1.5ha**ぐらいあり、今後どの程度になってくるのかを新たに概算でいいので出しておくといいと思います。それが公園6、7まで入れても**1.2ha**の3%以内にとどまる、その程度では冒頭の地域特性を生かした環境配慮をした土地区画整理ということにはなっていないと思います。この点についてこのような意見があったとことをぜひ入れて欲しいです。このような島状の屋敷林は、既存資料の中ではきちんと記載されていませんが、準備書の中で年間を通して調査を実施し、きちんと浮かび上がらせて欲しいです。その辺に十分配慮した上で準備書を作成して欲しいです。

○坂本会長：今の点は、具体的な図面の添付については現在既に書かれて、それから緑の場合、量だけではなく質についても考えるということ、それで全体としては、地域特性を少し生かした環境配慮型のものを目指すのであれば、それに整合した考え方で全体の調査等を実施して欲しいという意見であると思いますが如何ですか。

○町田委員：今の点に関してですが、渡辺先生から強くご指摘をいただき、我々も考えさせていただきたいと思います。

○渡辺委員：今の点について補足的に申し上げるが、この道路図を見るとわかるが保存緑地は道路がないために緑地になっています。この道路図を見ると、建築物を建てて欲しいというような形で計画道路が通っています。土地を売りたいという地主にとってはありがたいが、この状況で数年先、**10年、15年**と、どこが（緑地として）残るかというのは非常に危うい状況だと思う。これではほとんどがなくなってしまいう状況です。市側が、その地区が努力をしないとこの保存緑地はなくなってしまいう懸念を私は強くしています。

今の勝野先生の意見に付随して幾つか、私は土地区画整理というのは、基本的にはまず道路であると考えます。現在の計画は現状優先のために非常に将来に課題を残した道路計画になっています。これはしようがないのかもしれませんが、区画整理時にきちんとした道路を整備しないとあとは永遠にできないことが多いです。これからもさいたま市内で区画整理事業を行なう場合、まず道路をきちんと整備するべきです。それで、ある意味では保存をしたいと思ったらあえて道路はそこにはつukらないなどの工夫が必要ではないでしょうか。

資料3の中央に雨水の話がありますが、これは涵養するために透水性舗装と透水性側溝の2つしか記載されていません。その2つでは雨水の問題は殆ど解決しな

と思います。委員会で議論したのは住宅地から流出する雨水についてであり、個人の住宅地の場合、区画整理事業では扱いが難しいと思うが、個人の住宅でも雨水を敷地内で地下浸透するには個人だけではなかなか困難であり、それをバックアップしてもらいたいです。だから少なくとも透水性と透水できるような土壌質の土地とそれ以外の土地をデータとして提供するなど、涵養に資するために透水性舗装や地下浸透などを整備するとともにそれを促進するためのデータを提供するなど、何か一文加えて欲しいです。

○坂本会長：最後の話はかなり具体的でありましたが、多分さいたま市は全体として家を建てた場合には、雨水の敷地内地下浸透のルールになっていると思いますが、その地域がどういう形にしたら地下水をより中へ浸透させるかどうか情報提供し、雨水浸透が普及するような施策を検討して欲しい、そういう意見でありました。

もう一点、区画整理時にその将来的な全体の環境を考慮し、緑の配置、道路を基本的に考えなければならず、道路配置が非常に基本的に重要であり、計画する最初の段階で考慮すべきであるという話でした。

○川上委員：雨水とか汚水のこの地域内の排水はどういう計画になっていますか。

○事務局：排水は、基本的には事業が進みますと公共下水道に入ります。雨水については地下式調整池に貯留して排水するという形です。

○川上委員：汚水は。

○事務局：汚水は公共下水道に入ります。

○川上委員：その管路図などはできていますか。

○事業者：雨水、汚水については、さいたま市では公共下水道計画で整備していきます。まだ計画区域外なので、現実的には汚水も雨水も細かい管網図はできていません。

雨水について、事業の中で当然調整池を整備しなければならないので、雨水については地区内の雨水を全域1カ所に集めて、調整池に入れて島川へ放流する計画です。

○坂本会長：よろしいですか。3号公園が調整池になっているということですが。

○小松委員：今の説明で雨水はこの3号公園の地下に集めるということですが、分留式の下水道ができていない時点で雨水と汚水は分離できるのですか。

○事務局：汚水については、現状では浄化槽、もちろんくみ取りもあるかもしれませんが、浄化槽で処理した後、排水路に落ちる形になっています。現状ではこういった島

川に合流する手前の排水路というのはかなり生活排水で汚れているわけですが、その段階では、雨水も現在の排水路に入ります。

○小松委員：各家庭に浄化槽があり、その浄化槽の排水は多分普通の側溝に出ているのではないですか。雨が降るとその側溝に雨水も入るため、一緒に集めてしまうと結局は家庭排水が浄化槽を出たものと一緒になってしまいます。そうすると土砂だけでなく有機物等もかなり入ってくる可能性があると思いますが。

○事業者：基本的に、雨水と汚水は分離して流します。雨水については調整池へ全部集めるようになっており、汚水は工事の進捗に合わせて污水管を入れ、違うルートで処理場まで持っていきますので完全に分離した流し方ができることになります。

○小松委員：下水道は同時に先行的につくっていくのですか。

○事業者：はい。

○事務局：一時的には浄化槽という形態もありますが、徐々に変わっていきます。

○小松委員：もちろん分留式なので污水管と雨水管は別ですが、下水道の整備が1、2年で簡単にできますか、随分何年もかかるとは思いますか。

○事務局：特に区画整理地域については、（下水道の整備などの）スピードはほかの例よりも早く（各所管が）協力して行なうことになっています。

○小松委員：雨水貯留池に汚水が入ると、土砂だけではなく汚泥の有機物が入って腐ってしまいますので、そこをきちっとやっていただきたいです。

○河村委員：このエリアで、今どのぐらいの人たちが住んでいて、あと計画の何年か後にはどのぐらいになるのですか、大体人口は出ていますか。

○事務局：計画人口については資料2の2pの表2-2番に記載しているとおり現在1900人、供用後4000人と推計しています。

○河村委員：ではもう既存の処理施設で十分賄えるということでしょうか。

○事務局：はい。

○事業者：下水道については、区域全体とすれば下水道処理区域に既に入っているのですから、これは新たに処理場をつくる必要ありません。

○小松委員：どこの処理場に行くのですか。

○事務局：流域下水道です。

○小松委員：先ほど緑地保全について話が出たが委員会でも一番話題となりましたが、そのときに区画整理実施時に緑地がかなり減ってしまうことがないようにしていただき

たいと話しました、結局どのように緑地を保存していくかというフィロソフィーだと思えます。

例えば、資料2の5pを見ると、緑地の535はそのまま残すようなニュアンスが記載してありますが、実際には指定期間が切れておりこれを延長する努力をどうしていくのか。それから、面積的にあまり減っていないという表現では十分ではないと思えます。例えば逆に質を増やすなど、区画整理してもっと増えたという方向に努力できないでしょうか。無理かもしれませんが希望は申し上げておきます。

一つの質問は、例えば今指定期間が切れている535はどのような継続の努力をしていくのでしょうか。

○事業者：確かに（指定期間が）切れており、現況は自然のままの状況で残ってはいるが、これも市と本人との協議で相なっていることなので、組合側が介入することは難しいです。

○小松委員：これは市のどこが所管しているのですか。

○事業者：みどり推進課です。

○坂本会長：今の内容は多分屋敷林の場合にも相続税や、幾つかの仕組みをつくっていかないとできない部分があり、指定緑地の場合も恐らく市街地化した地域に緑地を持っていると税金が確かに違います。そういうようなものについてさいたま市として今後考え方をどうするか、もしくは相続税のときにどのような配慮をするか、特別に国で行なっているもの以上にインセンティブを与えるような形を考えていかないと、単純に言葉でこういう形を今後考えたいといってもなかなか現実にはできない、その辺の部分は、非常に重要なところとして指摘をしていただいたと思えます。

こういうことが指摘をされるようになったというのは、今後少子高齢化で益々人が減っていく中で、我々は適切な環境を保っていく形を考えなければならない部分が指摘されたと思えます。今回の区画整理にすぐ反映されるかよりも、全体として考えていくことが重要だと多くの方々に理解され、その方向へ動いていく契機になれば非常に意義のある計画書に対しての意見であると思えます。

○濱野委員：皆さんの意見の中で植物の関係、その緑地の話に関連なのですが、6号公園と7号公園はいずれも保存緑地と自然緑地内に公園の用地を確保しています。恐らく

この場所というのは新たに公園をつくった緑とは違い、先ほど勝野先生がおっしゃられた、高木や既にそこに動物との一つの関連ができたような場所ではないかと思う。積極的にこういうところに公園の網をかけていって、それで既存の植物と動物の関係を守っていく、そのほかに公園をつくるような姿勢というのがあってしかるべきでないでしょうか。

これは今すぐ反映しないかもしれませんが、この計画を審議したときは既に幹線道路、補助幹線ができ上がった図でした。これも道路を入れるときに地域の資源を見定めて入れているのでしょうか、先ほどフィロソフィーという話がでましたがその哲学として自然を守っていくということであればその周辺に道路は接しないはずで。接すれば、相続税の評価額も上がり、開発の波がすぐ押し寄せてきます。それぞれ都市の中に残っている緑地というのは大変不便なところに残っているとでもいいかもしれません。今後さいたま市が自然、緑を守るという姿勢があるのならば、この計画の道路の入れ方から考えていかないといくら守ろうとしても守り切れません。既存のものを守るその姿勢も、道路もあるいは公園も指定をしていくという考え方をもったほうが良いと感じました。

○小松委員：すでに道路等計画を提示されてしまうと意見が言いづらいです。例えばこの5pの図、ここの中で1つしかない自然緑地の中をすばっと道路が横切っています。このような切り方しかない状態なのでしょうか。これは1つの例ですが、もっと迂回するような道路にできないのか意見をお聞きしたいです。

○事業者：申しわけありません。事業者側からの観点で設計図をかいており、基本的には将来の土地利用を考えて、地主の方たち又は、区域全域で公平な受益が受けられるような道路網構成を考えています。

ですから、緑地を分断するような道路という形でご指摘されるとそのとおりで、これは場合によっては地主さんとも今後もずっと（保存緑地を）続けるようであればこの道路を一部変更しなければならないなど、それについては所有者と協議して、今後変更はあり得ると思っています。

○坂本会長：いろいろ基本的なところに関連して、各委員から意見をいただいたと思います。これはさいたま市の場合、見沼があり、荒川緑地がありという意味でいろいろな形で考え方を整理していけば将来にも多少誇り得るような形のものに残せる可能性のある中で、今のようなものを今後続けていくことによって少しずつでもそう

いう方向へ向けられれば誇り得る自然があるさいたま市という形ができるのではないか、今非常に適切な意見をいただきました。

本日の意見を含め、委員会意見につけ加えて市長に答申しますが、取りまとめについては、大変恐縮ですが私に一任いただきたいが如何ですか。

(各委員了承)

○坂本会長：ありがとうございました。

それでは、続いて議題の2点目ですが、その他について事務局から何かありますか。

○事務局：(資料4説明及び議事録の確認について説明)

○坂本会長：これをもって議事を終了します。

○事務局：(閉会挨拶)

午後4時21分 閉会